

労働者派遣法に基づく情報公開

エヌエス・ジャパン関西株式会社
〔許可番号〕派 28-302076

労働者派遣法第23条第5項及び労働者派遣法施行規則第18条の2第1項の規定に基づき、当事業所における労働者派遣事業に係る情報を以下のとおりお知らせいたします。

1. 事業所の状況

事業所名	エヌエス・ジャパン関西株式会社
所在地	兵庫県尼崎市東難波町五丁目30番17号 アスパイア七番館4階B

2. 労働者派遣の実績

派遣労働者数	実績なし
派遣先企業数（報告対象期間）	実績なし
①労働者派遣に関する料金の平均額（1日8時間当たり）	実績なし
②派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間当たり）	実績なし
マージン率 $(① - ②) \div ① \times 100$ （※小数点第2位以下は四捨五入） 〔内訳〕 社会保険料の事業主負担分、労働保険料の事業主負担分、福利厚生関係（教育訓練の実施費用、有給休暇費用、退職金積立、寮費等）、定期健康診断、ストレスチェック（一定の基準を満たした方に年1回）、運営経費（採用広告費、事務所維持費、人件費等）、営業利益	実績なし

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

■訓練内容（キャリアアップに資する教育訓練）

【入職時訓練】派遣先企業でのOJTによる新規採用者訓練 等 【職能別訓練】労務管理（タイムマネジメント等）研修 【階層別訓練】リーダー、トレーナー研修 等

■キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先（相談時間は、9:00～18:00 となります）

担当部署	連絡先	備考
業務部	(06) 6482 - 3600	

4. その他労働者派遣事業に関して参考となる事項

福利厚生等	各種保険完備（厚生年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険）、年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇、定期健康診断、ストレスチェック
雇用安定措置の実績	実績なし

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の協定に関する事項

協定締結の状況	締結している
協定対象派遣労働者範囲	753 陸上荷役・運搬作業員、754 倉庫作業員、756 荷造作業員、771 製品包装作業員、779 その他の包装の職業、781 選別作業員、789 他に分類されない運搬等、25 一般事務員、312 データ入力係員、379 その他の保健医療サービス、469 その他の農業の職業、543 精穀・製粉製造工等、544 麺類製造工、553 保存食品製造工等、563 印刷・製本作業員、565 プラスチック製品製造工、572 電子機器組立工、583 電子機器部品組立工、628 ゴム製品検査工等、629 その他の製品検査の職業、632 電気機械器具検査工、684 フォークリフト運転作業員
当該協定有効期限の終期	2024年3月31日

労働者派遣法に基づく情報公開

エヌエス・ジャパン関西株式会社 高槻支店

〔許可番号〕派 28-302076

労働者派遣法第23条第5項及び労働者派遣法施行規則第18条の2第1項の規定に基づき、当事業所における労働者派遣事業に係る情報を以下のとおりお知らせいたします。

1. 事業所の状況

事業所名	エヌエス・ジャパン関西株式会社 高槻支店
所在地	大阪府高槻市城北町1-14-18 城北ビル204号

2. 労働者派遣の実績

派遣労働者数	実績なし
派遣先企業数（報告対象期間）	実績なし
①労働者派遣に関する料金の平均額（1日8時間当たり）	実績なし
②派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間当たり）	実績なし
マージン率 $(①-②) \div ① \times 100$ （※小数点第2位以下は四捨五入）	実績なし
〔内訳〕 社会保険料の事業主負担分、労働保険料の事業主負担分、福利厚生関係（教育訓練の実施費用、有給休暇費用、退職金積立、寮費等）、定期健康診断、ストレスチェック（一定の基準を満たした方に年1回）、運営経費（採用広告費、事務所維持費、人件費等）、営業利益	

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

■訓練内容（キャリアアップに資する教育訓練）

【入職時訓練】派遣先企業でのOJTによる新規採用者訓練 等
【職能別訓練】労務管理（タイムマネジメント等）研修
【階層別訓練】リーダー、トレーナー研修 等

■キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先（相談時間は、9:00～18:00 となります）

担当部署	連絡先	備考
業務部	(072) 676 - 9136	

4. その他労働者派遣事業に関して参考となる事項

福利厚生等	各種保険完備（厚生年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険）、 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇、定期健康診断、 ストレスチェック
雇用安定措置の実績	実績なし

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の協定に関する事項

協定締結の状況	締結していない
協定対象派遣労働者範囲	—
当該協定有効期限の終期	—